

平成30年かすみがうら市議会第2回定例会
市長提出議案集

平成30年5月24日提出

かすみがうら市

目 次

1. 報告第 3 号	平成 29 年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について	1
2. 報告第 4 号	平成 29 年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	3
3. 承認第 1 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例〉	5
4. 承認第 2 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例〉	32
5. 承認第 3 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉	35
6. 承認第 4 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例〉	38
7. 議案第 42 号	かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	41
8. 議案第 43 号	かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	43
9. 議案第 44 号	平成 30 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 号）	44

(参考資料)

○ 付議事件（条例）条文新旧対照表		52～100
・ かすみがうら市税条例等 新旧対照表		
かすみがうら市税条例 新旧対照表(第 1 条関係)		(52～84)
かすみがうら市税条例 新旧対照表(第 2 条関係)		(84～85)
かすみがうら市税条例 新旧対照表(第 3 条関係)		(85～86)
かすみがうら市税条例 新旧対照表(第 4 条関係)		(86～87)
かすみがうら市税条例 新旧対照表(第 5 条関係)		(87～90)
かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表 (第 6 条関係)		(90～92)
・ かすみがうら市国民健康保険条例 新旧対照表		(92～93)
・ かすみがうら市国民健康保険税条例 新旧対照表		(93～94)
・ かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例 新旧対照表		(94～95)
・ かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例 新旧対照表		(95～100)
・ かすみがうら市国民健康保険税条例 新旧対照表		(100)

報告第3号

平成29年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成29年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について、次のとおり報告する。

平成30年5月24日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

平成 2 9 年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
						国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1 総務管理費	公共交通対策事業（政策）	30,000,000	24,664,902					24,664,902
3 民生費	2 児童福祉費	やまゆり保育所管理運営事業	7,000,000	7,000,000					7,000,000
		放課後児童健全育成事業（政策）	66,852,000	66,852,000		55,710,000			11,142,000
7 商工費	1 商工費	歩崎公園管理運営事業（政策）	5,900,000	5,900,000					5,900,000
8 土木費	2 道路橋梁費	市道整備事業（政策）	15,000,000	9,239,600					9,239,600
	3 都市計画費	神立駅周辺整備事業（政策）	292,773,000	155,146,000			147,300,000		7,846,000
		街路整備事業（政策）	239,482,000	239,482,000		129,574,500	104,400,000		5,507,500
合 計				508,284,502		185,284,500	251,700,000		71,300,002

報告第4号

平成29年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越
計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成29年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、次のとおり報告する。

平成30年5月24日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

平成 2 9 年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 下水道費	1 下水道管理費	特定環境保全公共下水道維持事業	1,815,000	1,814,400					1,814,400
	2 下水道建設費	流域下水道整備事業	1,649,000	1,649,000			1,500,000		149,000
合 計				3,463,400			1,500,000		1,963,400

承認第 1 号

専決処分事項の承認を求めることについて

かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

平成 30 年 5 月 24 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

専 決 処 分 書

かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分する。

平成３０年３月３１日

かすみがうら市長 坪 井 透

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号）が、平成３０年３月３１日に公布されたことに伴い、かすみがうら市税条例等の一部を改正する必要が生じたため。

かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日

かすみがうら市長

平成30年かすみがうら市条例第24号

かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例

(かすみがうら市税条例の一部改正)

第1条 かすみがうら市税条例（平成17年かすみがうら市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第48条第3項」を「第48条第5項」に、「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第23条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第4項中「この節」の次に「（第48条第10項から第12項までを除く。）」を加える。

第24条第1項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加え、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第31条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第34条の2中「所得割の」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の」に改める。

第34条の6中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第36条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加え、同条第2項中「によって」を「により」に、「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「第1項」を「同項」に改め、同条第6項中「の者」を「に掲げる者」に、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第7項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同条第8項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同条第9項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第47条の3中「(以下この節)」を「(次条第1項)」に改める。

第47条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「「第47条の5第1項」と」の次に「「の特別徴収義務者」とあるのは、「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と」を加える。

第48条第1項中「規定による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所又は事業所を有する法人」を「内国法人又は外国法人」に、「法第321条の8第24項」を「法第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、

同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第48条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税法関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の

機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第52条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第52条に次の2項を加える。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合

において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第53条の7中「第5号の8様式」の次に「又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式」を加える。

第54条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品

に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

1 喫煙用の製造たばこ

- (1) 紙巻たばこ
- (2) 葉巻たばこ
- (3) パイプたばこ
- (4) 刻みたばこ
- (5) 加熱式たばこ

2 かみ用の製造たばこ

3 かぎ用の製造たばこ

第93条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め、

「消費等」の次に「(以下この条及び第 9 8 条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第 2 項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項後段を削り、同項の表中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に、「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第 4 項中「前項」を「前 2 項」に、「製造たばこ」を「第 4 項の製造たばこ」に改め、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量」を加え、同項を同条第 6 項とし、同条第 3 項中「前項」を「第 2 項」に改め、「たばこの重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は第 3 項第 1 号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第 9 2 条第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第 9 2 条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 加熱式たばこに係る第 1 項の製造たばこの本数は、第 1 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0. 8 を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第 2 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0. 2 を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第 3 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0. 2 を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の 1 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法
- (2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第 1 6 条の 2 の 2 で定めるものに係る部分の重量を除く。）の 0. 4 グラムをもって紙巻たばこの 0. 5 本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第94条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第94条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第95条中「5, 262円」を「5, 692円」に改める。

第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第98条第1項中「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第3条の2第1項中「第48条第3項」を「第48条第5項」に改め、同条第2項中「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第4条第1項中「第52条に」を「第52条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「第52条に」を「第52条第1項及び第4項に」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第5条第1項中「乗じて得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「法附則第15条第2項第

7号」を「法附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「法附則第15条の8第4項」を「法附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項から第12項までを第6項から第11項までとし、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第 号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等にあつては0とする。

附則第10条の3第3項中「法附則第15条の8第3項」を「法附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同条第4項中「法附則第15条の8第4項」を「法附則第15条の8第2項」に、「令附則第12条第21項第1号ロ」を「令附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同条第5項中「法附則第15条の8第5項」を「法附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同条第6項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第9項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第10項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第11項中「附則第7

条第１４項」を「附則第７条第１３項」に、「附則第１２条第２６項」を「附則第１２条第１７項」に改め、同項第５号中「附則第７条第１４項」を「附則第７条第１３項」に改める。

附則第１１条の見出し中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改め、同条第６号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第１１条の２の見出し中「平成２８年度又は平成２９年度」を「平成３１年度又は平成３２年度」に改め、同条第１項中「平成２８年度分又は平成２９年度分」を「平成３１年度分又は平成３２年度分」に改め、同条第２項中「平成２８年度適用土地又は平成２８年度類似適用土地であつて、平成２９年度分」を「平成３１年度適用土地又は平成３１年度類似適用土地であつて、平成３２年度分」に改める。

附則第１２条の見出し及び同条第１項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改め、同条第２項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第３項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第４項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第５項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改める。

附則第１３条（見出しを含む。）中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改める。

附則第１５条第１項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改め、同条第２項中「平成３０年３月３１日」を「平成３３年３月３１日」に改める。

附則第１７条の２第３項中「第３７条の７まで、第３７条の９の４又は第３７条の９の５」を「第３７条の６まで、第３７条の８又は第３７条の９」に改める。

(かすみがうら市税条例の一部改正)

第２条 かすみがうら市税条例の一部を次のように改正する。

第９４条第３項中「０．８」を「０．６」に、「０．２」を「０．４」に改める。

附則第１０条の２第１０項中「法附則第１５条第４４項」を「法附則第１５条第４３項」に改め、同条第１１項中「法附則第１５条第４５項」を「法附則第１５条第４４項」に改め、同条第１２項中「法附則第１５条第４７項」を「法附則第１５条第４６項」に改める。

(かすみがうら市税条例の一部改正)

第３条 かすみがうら市税条例の一部を次のように改正する。

第９４条第３項中「０．６」を「０．４」に、「０．４を」を「０．６を」に改め、同項第３号中「附則第４８条第１項第１号」を「附則第４８条第１項第２号」に改める。

第９５条中「５，６９２円」を「６，１２２円」とする。

(かすみがうら市税条例の一部改正)

第４条 かすみがうら市税条例の一部を次のように改正する。

第９４条第３項中「０．４を」を「０．２を」に、「０．６」を「０．８」に改め、同項第３号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第７号）附則第４８条第１項第２号に定める」を「たばこ税法（昭和５９年法律第７２号）第１１条第１項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和５９年法律第７２号）」を削る。

第９５条中「６，１２２円」を「６，５５２円」に改める。

(かすみがうら市税条例の一部改正)

第5条 かすみがうら市税条例の一部を次のように改正する。

第93条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第94条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項中第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第4項中「又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を第9項とする。

(かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例（平成27年かすみがうら市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項中「新条例」を「条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第92条第1項」を「条例第92条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に、「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中かすみがうら市税条例第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第94条から第96条まで及び第98条の改正規定並びに第6条並びに附則第5条から第7条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中かすみがうら市税条例第24条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第36条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中かすみがうら市税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中かすみがうら市税条例第23条第1項及び第4項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中かすみがうら市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条例第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日
- (10) 第1条中かすみがうら市税条例附則第10条の2に1項を加える改正規定 生産性向上特別措置法（平成30年法律第 号）の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後のかすみがうら市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後のかすみがうら市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後のかすみがうら市税条例（次項及び次条第1項において「新条例」という。）第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

4 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。次条において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定

する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固

定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第9条第1項及び第11条第1項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例（平成27年かすみがうら市条例第21号）附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（附則第1条第1号に掲げる規定による改正後のかすみがうら市税条例（第4項及び第5項において「30年新条例」という。）第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。附則第9条第1項及び第11条第1項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課

税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項	かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例（平成30年かすみがうら市条例第24号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第6条第3項
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項

第 19 条第 3 号	第 81 条の 6 第 1 項の 申告書、第 98 条第 1 項 若しくは第 2 項の申告 書又は第 139 条第 1 項の申告書でその提出 期限	平成 30 年改正条例附 則第 6 条第 3 項の納期 限
第 98 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一 部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 24 号）別記第 2 号様式
第 98 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附 則第 6 条第 3 項
第 100 条の 2 第 1 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附 則第 6 条第 2 項
	当該各項	同項
第 101 条第 2 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附 則第 6 条第 3 項

- 5 30 年新条例第 99 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 16 条の 2 の 5 又は第 16 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 16 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足る書類に基づ

いて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置）

第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

（市たばこ税に関する経過措置）

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第2

5号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後のかすみがうら市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項	かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例（平成30年かすみがうら市条例第24号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第9条第3項
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限

	書又は第 139 条第 1 項の申告書でその提出期限	
第 98 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 25 号）別記第 2 号様式
第 98 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 9 条第 3 項
第 100 条の 2 第 1 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 9 条第 2 項
	当該各項	同項
第 101 条第 2 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 9 条第 3 項

- 5 32 年新条例第 99 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 16 条の 2 の 5 又は第 16 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 16 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（市たばこ税に関する経過措置）

第10条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後のかすみがうら市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合にお

いて、次の表の左欄に掲げる３３年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第１９条	第９８条第１項若しくは第２項	かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例（平成３０年かすみがうら市条例第２４号。以下この条及び第２章第４節において「平成３０年改正条例」という。） 附則第１１条第３項
第１９条第２号	第９８条第１項若しくは第２項	平成３０年改正条例附則第１１条第２項
第１９条第３号	第８１条の６第１項の申告書、第９８条第１項若しくは第２項の申告書又は第１３９条第１項の申告書でその提出期限	平成３０年改正条例附則第１１条第３項の納期限
第９８条第４項	施行規則第３４号の２様式又は第３４号の２の２様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成３０年総務省令第２５号）別記第２号様式
第９８条第５項	第１項又は第２項	平成３０年改正条例附則第１１条第３項
第１００条の２第１項	第９８条第１項又は第	平成３０年改正条例附

	2 項	則第 1 1 条第 2 項
	当該各項	同項
第 1 0 1 条第 2 項	第 9 8 条第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 1 1 条第 3 項

- 5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足る書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

承認第 2 号

専決処分事項の承認を求めることについて

かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

平成 30 年 5 月 24 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

専 決 処 分 書

かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

かすみがうら市長 坪 井 透

理 由

平成30年度の国民健康保険の都道府県化により、国民健康保険支払準備基金の運用をそれに伴うものとすることから、かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じたため。

かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成３０年３月３１日

かすみがうら市長

平成３０年かすみがうら市条例第２５号

かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例

かすみがうら市国民健康保険条例（平成１７年かすみがうら市条例第１００号）の一部を次のように改正する。

第１１条中「診療報酬の支払の円滑化及び」を「事業費納付金及び保険給付費の支払の円滑化並びに」に改める。

附 則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

承認第 3 号

専決処分事項の承認を求めることについて

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

平成 30 年 5 月 24 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

専 決 処 分 書

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分する。

平成３０年３月３１日

かすみがうら市長 坪 井 透

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号）が、平成３０年３月３１日に公布されたことに伴い、かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため。

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日

かすみがうら市長

平成30年かすみがうら市条例第26号

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

かすみがうら市国民健康保険税条例（平成17年かすみがうら市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「54万円」を「58万円」に改める。

第27条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第2号中「27万円」を「27万5千円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第28条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後のかすみがうら市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第 4 号

専決処分事項の承認を求めることについて

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

平成 30 年 5 月 24 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

専 決 処 分 書

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

かすみがうら市長 坪 井 透

理 由

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、住所地特例の見直し等が平成30年4月1日から適用されることから、かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する必要が生じたため。

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成30年3月31日

かすみがうら市長

平成30年かすみがうら市条例第27号

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例（平成17年かすみがうら市条
例第88号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条」を「又は高齢者
の医療の確保に関する法律第55条若しくは同法第55条の2」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の
例による。

議案第 4 2 号

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 0 年 5 月 2 4 日

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 8 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「1 5 歳」を「1 8 歳」に改める。

第 4 条第 1 項中「対象者の疾病又は負傷」の次に「(対象者が小児であり、1 5 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から 1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者の場合にあっては、入院による治療が必要となる疾病又は負傷に限る。以下同じ。)」を加え、同条第 2 項中「及び同法第 8 8 条第 1 項」を「、同法第 8 8 条第 1 項」に、「場合は」を「場合又は保険医療機関等以外のその他の者から手当を受けた場合は」に、「及び指定訪問看護事業者」を「、指定訪問看護事業者又は保険医療機関等以外のその他の者」に改め、同項第 1 号中「医療及び指定訪問看護を受けた」を削り、「又は指定訪問看護事業者」を「、指定訪問看護事業者又は保険医療機関等以外のその他の者」に改め、同項

第2号中「医療を受けた」を削り、同条第4項中「医療、保険外併用療養費、医療費及び訪問看護療養費」を「療養の給付、保険外併用療養費、療養費及び訪問看護療養費」に改め、同条第6項中「若しくは指定訪問看護事業者による指定訪問看護を受けた場合には、その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、又は当該指定訪問看護に関し指定訪問看護事業者を支払うべき費用をその者に代わり当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者」を「指定訪問看護事業者による指定訪問看護を受けた場合又は保険医療機関等以外のその他の者から手当を受けた場合には、その者が当該医療、指定訪問看護又は手当に関し当該保険医療機関等、指定訪問看護事業者又は保険医療機関等以外のその他の者に支払うべき費用をその者に代わり当該保険医療機関等、指定訪問看護事業者又は保険医療機関等以外のその他の者」に改める。

第5条第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同項第2号中「15歳」を「18歳」に、「その父若しくは母」を「その者若しくはその者の配偶者又はその父若しくは母」に、「小児の父母」を「小児の配偶者若しくは父母」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2号、第4条第1項及び第5条第1項第2号の改正規定は平成30年10月1日から施行し、第5条第1項第1号の改正規定は平成31年6月1日以後の支給制限について適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

議案第 4 3 号

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
する。

平成 3 0 年 5 月 2 4 日

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
かすみがうら市国民健康保険税条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 1 0
1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項中「次条」を「第 1 7 条」に改め、同条の次に次の 1 条を加
える。

（税額の端数計算の特例）

第 1 6 条の 2 法第 2 0 条の 4 の 2 第 6 項本文の規定にかかわらず、普通徴収
の方法によって徴収する国民健康保険税について、その納期限ごとの分割金
額に 1 0 0 円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が 1 0 0 円未
満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期限に係る
分割金額に合算するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 4 号

平成 3 0 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 号）

平成 3 0 年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 3, 7 3 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6, 7 4 3, 7 3 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 3 0 年 5 月 2 4 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款		項	補正前の額	補正額	計
14 国 庫 支 出 金			2, 230, 042	1, 680	2, 231, 722
	1 国 庫 負 担 金		1, 563, 831	1, 680	1, 565, 511
15 県 支 出 金			1, 173, 854	313	1, 174, 167
	2 県 補 助 金		367, 513	313	367, 826
19 繰 越 金			150, 000	12, 942	162, 942
	1 繰 越 金		150, 000	12, 942	162, 942
20 諸 収 入			208, 446	2, 500	210, 946
	5 雑 入		172, 374	2, 500	174, 874
21 市 債			1, 493, 900	6, 300	1, 500, 200
	1 市 債		1, 493, 900	6, 300	1, 500, 200
歳 入 合 計			16, 720, 000	23, 735	16, 743, 735

歳出

(単位 千円)

款		項	補正前の額	補正額	計
2 総	務 費		1, 827, 582	20, 173	1, 847, 755
		1 総 務 管 理 費	1, 427, 401	20, 173	1, 447, 574
3 民	生 費		6, 225, 277	3, 562	6, 228, 839
		1 社 会 福 祉 費	2, 969, 049	1, 942	2, 970, 991
		3 生 活 保 護 費	529, 289	1, 620	530, 909
歳 出 合 計			16, 720, 000	23, 735	16, 743, 735

第 2 表 地 方 債 補 正

1 変 更

(単位 千円)

補正前					補正後			
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旧穴倉小学校跡地施設整備事業債	12,000	普通貸借又は証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。	18,300	普通貸借又は証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,460,529	0	5,460,529
2 地 方 譲 与 税	226,000	0	226,000
3 利 子 割 交 付 金	7,320	0	7,320
4 配 当 割 交 付 金	21,984	0	21,984
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	22,346	0	22,346
6 地 方 消 費 税 交 付 金	706,957	0	706,957
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	100,000	0	100,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	35,000	0	35,000
9 地 方 特 例 交 付 金	15,000	0	15,000
10 地 方 交 付 税	3,450,000	0	3,450,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	7,138	0	7,138
12 分 担 金 及 び 負 担 金	213,515	0	213,515
13 使 用 料 及 び 手 数 料	53,484	0	53,484
14 国 庫 支 出 金	2,230,042	1,680	2,231,722
15 県 支 出 金	1,173,854	313	1,174,167
16 財 産 収 入	9,191	0	9,191
17 寄 附 金	14,351	0	14,351
18 繰 入 金	1,120,943	0	1,120,943
19 繰 越 金	150,000	12,942	162,942
20 諸 収 入	208,446	2,500	210,946
21 市 債	1,493,900	6,300	1,500,200
歳 入 合 計	16,720,000	23,735	16,743,735

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				特 定 財 源			一 般 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1 議 会 費	142,700	0	142,700						
2 総 務 費	1,827,582	20,173	1,847,755		6,300	2,500			11,373
3 民 生 費	6,225,277	3,562	6,228,839	1,993					1,569
4 衛 生 費	1,287,689	0	1,287,689						
5 労 働 費	28,182	0	28,182						
6 農 林 水 産 業 費	658,212	0	658,212						
7 商 工 費	429,134	0	429,134						
8 土 木 費	1,787,888	0	1,787,888						
9 消 防 費	938,123	0	938,123						
10 教 育 費	1,210,942	0	1,210,942						
11 災 害 復 旧 費	2	0	2						
12 公 債 費	2,154,269	0	2,154,269						
13 予 備 費	30,000	0	30,000						
歳 出 合 計	16,720,000	23,735	16,743,735	1,993	6,300	2,500			12,942

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費国庫負担金	1,563,831	1,680	1,565,511	4 生活保護費負担金	1,680	生活保護費負担金 870 生活困窮者自立支援負担金 810
計	1,563,831	1,680	1,565,511			

(款) 15 県支出金 (項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	211,817	313	212,130	3 医療福祉費補助金	313	医療費補助金 312 審査支払手数料補助金 1
計	367,513	313	367,826			

(款) 19 繰越金 (項) 1 繰越金

1 繰越金	150,000	12,942	162,942	1 繰越金	12,942	前年度繰越金
計	150,000	12,942	162,942			

(款) 20 諸収入 (項) 5 雑入

7 雑入	134,710	2,500	137,210	1 雑入	2,500	自治総合センターコミュニティ助成金
計	172,374	2,500	174,874			

(款) 21 市債 (項) 1 市債

1 総務債	12,000	6,300	18,300	1 旧穴倉小学校跡地施設整備事業債	6,300	旧穴倉小学校跡地施設整備事業債
計	1,493,900	6,300	1,500,200			

3 歳 出
(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
6 財産管理費	186, 347	16, 377	202, 724		6, 300		10, 077	11 需用費	62	08 旧穴倉小学校施設転用整備事業 （政策）16, 377 11 消耗品費 62 12 手数料 456 13 旧穴倉小学校施設転用整備 工事実施設計業務委託 6, 646 13 地質調査業務委託 1, 437 13 用地測量委託 7, 776
								12 役務費	456	
								13 委託料	15, 859	
7 企 画 費	52, 838	1, 296	54, 134				1, 296	15 工 事 請負費	1, 296	03 企画調整事業（政策）1, 296 15 施設誘導サイン移設等工事 1, 296
10 自治振興費	15, 618	2, 500	18, 118			2, 500		19 負担金 、補助 及 び 交付金	2, 500	02 自治振興事業 2, 500 19 自治総合センターコミュニ ティ助成金 2, 500
計	1, 427, 401	20, 173	1, 447, 574		6, 300	2, 500	11, 373			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉 総 務 費	703,804	1,160	704,964	870			290	20 扶助費	1,160	08 災害見舞金等支給事業 1,160
										20 中国残留邦人自立支援給付 388
										20 中国残留邦人自立支援給付 (医療) 724
										20 中国残留邦人自立支援給付 (介護) 48
5 医療福祉費	316,257	782	317,039	313			469	11 需用費	3	02 医療福祉事業 782
								12 役務費	153	
								13 委託料	1	
								20 扶助費	625	
										11 消耗品費 3
										12 通信運搬費 152
										12 手数料 1
										13 医療福祉システム委託 1
計	2,969,049	1,942	2,970,991	1,183			759			20 医療費 (県補助) 625

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

1 生活保護 総 務 費	65,273	1,620	66,893	810			810	13 委託料	1,620	04 生活保護適正化推進事業 (政策) 1,620
										13 生活保護システム改修委託 1,620
計	529,289	1,620	530,909	810			810			

(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表（新規制定条例及び廃止条例は除く。）

かすみがうら市税条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後
(年当たりの割合の基礎となる日数) 第20条 前条、第43条第2項、第48条第3項、第50条第2項、第52条、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項及び第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につき、これらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。	(年当たりの割合の基礎となる日数) 第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項及び第4項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につき、これらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
(市民税の納税義務者等) 第23条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって、第5号の者に対しては法人税割額によって課する。 (1)～(5) (略) 2及び3 (略) 4 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。	(市民税の納税義務者等) 第23条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。 (1)～(5) (略) 2及び3 (略) 4 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第48条第10項から第12項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。
(個人の市民税の非課税の範囲)	(個人の市民税の非課税の範囲)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定<u>によって</u>課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けている者 (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が<u>125万円</u>を超える場合を除く。) 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。	第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定<u>により</u>課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けている者 (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が<u>135万円</u>を超える場合を除く。) 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額<u>に10万円を加算した金額</u>(その者が<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。
(均等割の税率) 第31条 第23条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の税率は、年額3,000円とする。 2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ<u>当該</u>右欄に定める額とする。 (略) 3及び4 (略)	(均等割の税率) 第31条 第23条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の税率は、年額3,000円とする。 2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ<u>同表の</u>右欄に定める額とする。 (略) 3及び4 (略)
(所得控除) 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項が	(所得控除) 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項が

ら第12項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。	ら第12項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。
(調整控除) 第34条の6 所得割の納税義務者については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。 (1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額 ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額 イ (略) (2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とす	(調整控除) 第34条の6 前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。 (1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額 ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額 イ (略) (2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とす

る。)の100分の3に相当する金額 ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合<u>においては</u>、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額 イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額	る。)の100分の3に相当する金額 ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合<u>には</u>、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額 イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額
(市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号<u>の者</u>は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定<u>によって</u>給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から、1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。)	(市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号<u>に掲げる者</u>は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定<u>により</u>給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から、1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額<u>(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)</u>若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特

及び第2項の規定<u>によって</u>控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。	例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定<u>により</u>控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。
2 前項の規定<u>によって</u>申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第2項ただし書の規定により市長の定める様式による。	2 前項の規定<u>により</u>申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により市長の定める様式による。
3 (略)	3 (略)
4 給与所得等以外の所得を有しなかった者(第1項又は前項の規定<u>によって</u>第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合<u>においては</u>、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。	4 給与所得等以外の所得を有しなかった者(第1項又は前項の規定<u>により</u>第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合<u>には</u>、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。
5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定<u>によって</u>第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合<u>にお</u>	5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定<u>により</u>第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合<u>には</u>、3

<u>いては</u>、3月15日までに、<u>第1項</u>の申告書を市長に提出することができる。	月15日までに、<u>同項</u>の申告書を市長に提出することができる。
6 第23条第1項第1号<u>の者</u>は、第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)の規定<u>によって</u>控除すべき金額の控除を受けようとする場合<u>においては</u>、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。	6 第23条第1項第1号<u>に掲げる者</u>は、第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)の規定<u>により</u>控除すべき金額の控除を受けようとする場合<u>には</u>、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。
7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合<u>においては</u>、第23条第1項第1号<u>の者</u>のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。	7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合<u>には</u>、第23条第1項第1号<u>に掲げる者</u>のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。
8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合<u>においては</u>、第23条第1項第2号<u>の者</u>に、3月15日までに賦課期日現在において市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。	8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合<u>には</u>、第23条第1項第2号<u>に掲げる者</u>に、3月15日までに賦課期日現在において市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。
9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合<u>においては</u>、新たに第23条第1項第3号又は第4号<u>の者</u>に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27	9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合<u>には</u>、新たに第23条第1項第3号又は第4号<u>に掲げる者</u>に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27

号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。	号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。
(特別徴収義務者) 第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者<u>(以下この節において「年金保険者」という。)</u>とする。	(特別徴収義務者) 第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者<u>(次条第1項において「年金保険者」という。)</u>とする。
(年金所得に係る仮特別徴収税額等) 第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合<u>においては</u>、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合<u>においては</u>、前々年中の公的年金等に係る所得に係る	(年金所得に係る仮特別徴収税額等) 第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合<u>には</u>、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合<u>には</u>、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2

所得割額)の2分の1に相当する額をいう。<u>以下この節</u>において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。 2 (略) 3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。	分の1に相当する額をいう。<u>次条第2項</u>において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。 2 (略) 3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と、<u>「の特別徴収義務者」とあるのは、「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)」の特別徴収義務者」と</u>、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。
(法人の市民税の申告納付) 第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。	(法人の市民税の申告納付) 第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書<u>(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)</u>を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなけ

	ればならない。 <u>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)</u>が、<u>租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u> <u>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u>
<u>2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所又は事業所を有する法人</u>が、外国の法人税等を課された場合には、<u>法第321条の8第24項</u>及び令第48条の13に規定するところにより控除すべき額を、<u>前項</u>の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 <u>3</u> 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。<u>第5項第1号</u>において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日	<u>4 内国法人又は外国法人</u>が、外国の法人税等を課された場合には、<u>法第321条の8第26項</u>及び令第48条の13に規定するところにより控除すべき額を、<u>第1項</u>の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 <u>5</u> 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。<u>第7項第1号</u>において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日

の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

4 (略)

5 第3項の場合において、法第321条の8第2項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)及び(2) (略)

6 (略)

7 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適

の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6 (略)

7 第5項の場合において、法第321条の8第2項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)及び(2) (略)

8 (略)

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適

用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び**第52条第2項**において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び**第52条第2項**において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。**第52条第2項**において同じ。))に限る。))については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び**第52条第2項**において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。**第52条第2項**において同じ。))に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び**第52条第4項**において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び**第52条第4項**において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。**第52条第4項**において同じ。))に限る。))については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び**第52条第4項**において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。**第52条第4項**において同じ。))に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

10 法第321条の8第4項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税法関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)

	<u>を經由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</u> 11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。 12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。
(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金) 第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定<u>によって</u>、法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2箇月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。	(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金) 第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定<u>により</u>、法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2箇月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1

<u>2</u> 法人税法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をい	<u>項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</u> <u>3</u> 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。 <u>4</u> 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)
---	---

う。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」

	<u>とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</u>
(特別徴収税額の納入の義務等) 第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。	(特別徴収税額の納入の義務等) 第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式<u>又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式</u>による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。
第2節 固定資産税	第2節 固定資産税
(固定資産税の納税義務者等) 第54条 (略) 2～6 (略) 7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則<u>第10条の2の10</u>で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。	(固定資産税の納税義務者等) 第54条 (略) 2～6 (略) 7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則<u>第10条の2の12</u>で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

第4節 市たばこ税	第4節 市たばこ税
	<u>(製造たばこの区分)</u> <u>第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。</u> <u>1 喫煙用の製造たばこ</u> <u>(1) 紙巻たばこ</u> <u>(2) 葉巻たばこ</u> <u>(3) パイプたばこ</u> <u>(4) 刻みたばこ</u> <u>(5) 加熱式たばこ</u> <u>2 かみ用の製造たばこ</u> <u>3 かぎ用の製造たばこ</u>
(市たばこ税の納税義務者等)	(市たばこ税の納税義務者等)
第92条 (略)	第92条の2 (略)
(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)	(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)
第93条 (略)	第93条 (略)
	<u>(製造たばことみなす場合)</u> <u>第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費</u>

	<u>等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</u>																												
(たばこ税の課税標準) 第94条 たばこ税の課税標準は、<u>第92条第1項</u>の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。 2 前項の製造たばこの本数は、<u>喫煙用の紙巻たばこ</u>の本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ<u>当該右欄</u>に定める重量をもって<u>喫煙用の紙巻たばこ</u>の1本に換算するものとする。<u>この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。</u> <table> <tr> <th>区分</th><th>重量</th></tr> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ</td><td></td></tr> <tr> <td>ア <u>パイプたばこ</u></td><td>1グラム</td></tr> <tr> <td>イ <u>葉巻たばこ</u></td><td>1グラム</td></tr> <tr> <td>ウ 刻みたばこ</td><td>2グラム</td></tr> <tr> <td>2 かみ用の製造たばこ</td><td>2グラム</td></tr> <tr> <td>3 かぎ用の製造たばこ</td><td>2グラム</td></tr> </table>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		ア <u>パイプたばこ</u>	1グラム	イ <u>葉巻たばこ</u>	1グラム	ウ 刻みたばこ	2グラム	2 かみ用の製造たばこ	2グラム	3 かぎ用の製造たばこ	2グラム	(たばこ税の課税標準) 第94条 たばこ税の課税標準は、<u>第92条の2第1項</u>の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等<u>(以下この条及び第98条において「売渡し等」という。)</u>に係る製造たばこの本数とする。 2 前項の製造たばこ<u>(加熱式たばこを除く。)</u>の本数は、<u>紙巻たばこ</u>の本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ<u>同表の右欄</u>に定める重量をもって<u>紙巻たばこ</u>の1本に換算するものとする。 <table> <tr> <th>区分</th><th>重量</th></tr> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ</td><td></td></tr> <tr> <td>ア <u>葉巻たばこ</u></td><td>1グラム</td></tr> <tr> <td>イ <u>パイプたばこ</u></td><td>1グラム</td></tr> <tr> <td>ウ 刻みたばこ</td><td>2グラム</td></tr> <tr> <td>2 かみ用の製造たばこ</td><td>2グラム</td></tr> <tr> <td>3 かぎ用の製造たばこ</td><td>2グラム</td></tr> </table> <u>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方</u>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		ア <u>葉巻たばこ</u>	1グラム	イ <u>パイプたばこ</u>	1グラム	ウ 刻みたばこ	2グラム	2 かみ用の製造たばこ	2グラム	3 かぎ用の製造たばこ	2グラム
区分	重量																												
1 喫煙用の製造たばこ																													
ア <u>パイプたばこ</u>	1グラム																												
イ <u>葉巻たばこ</u>	1グラム																												
ウ 刻みたばこ	2グラム																												
2 かみ用の製造たばこ	2グラム																												
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム																												
区分	重量																												
1 喫煙用の製造たばこ																													
ア <u>葉巻たばこ</u>	1グラム																												
イ <u>パイプたばこ</u>	1グラム																												
ウ 刻みたばこ	2グラム																												
2 かみ用の製造たばこ	2グラム																												
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム																												

法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

7 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を

3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を本数に換算する場合の計算は、第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

4 前項の計算に関し、製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

除く。)

イ 7に掲げるもの以外の加熱式たばこたばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号7又は1に定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号7又は1に定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数

	<u>量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u> 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号7に定める金額又は紙巻たばこの1本のコストに相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。
(たばこ税の税率) 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,262円とする。	(たばこ税の税率) 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,692円とする。
(たばこ税の課税免除) 第96条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第92条の規定を適用する。	(たばこ税の課税免除) 第96条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第92条の2の規定を適用する。
(たばこ税の申告納付の手続) 第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し	(たばこ税の申告納付の手続) 第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課

若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。) 及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。 2～5 (略)	税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。) 及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。 2～5 (略)
附 則 (延滞金の割合等の特例) 第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第3項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。) 及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。) に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。) が年7.	附 則 (延滞金の割合等の特例) 第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。) 及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。) に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。) が年7.

3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。 2 当分の間、第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。	3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。 2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。
(納期限の延長に係る延滞金の特例) 第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係	(納期限の延長に係る延滞金の特例) 第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来するこ

る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。 2 (略)	ととなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。 2 (略)
(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等) 第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。 2及び3 (略)	(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等) 第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。 2及び3 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2 (略) 3 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 4 法附則第15条第2項第7号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 5 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 6～12 (略)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2 (略) 3 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 4 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 5～11 (略) 12 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(平成30年法律第 号)第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等にあつては0とする。
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 (略) 2 (略) 3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 (略) 2 (略) 3 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) (略) 4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積 (3) (略) 6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改	(3) (略) 4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 5 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第15項において準用する同条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積 (3) (略) 6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改
---	--

修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) (略) (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第31項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) (略) 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等 (6) (略) 9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記	修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) (略) (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) (略) 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等 (6) (略) 9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記
--	---

載した申告書に施行規則<u>附則第7条第11項各号</u>に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第12項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第12条第38項</u>に規定する補助金等 (6) (略) 11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第14項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第26項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 施行規則<u>附則第7条第14項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) (略)	載した申告書に施行規則<u>附則第7条第10項各号</u>に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第11項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第12条第29項</u>に規定する補助金等 (6) (略) 11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第13項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第17項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 施行規則<u>附則第7条第13項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) (略)
---	---

(土地に対して課する<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義) 第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第13条の場合に<u>あ</u>っては、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項) (7) (略)	(土地に対して課する<u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義) 第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第13条の場合に<u>は</u>、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項) (7) (略)
(<u>平成28年度又は平成29年度</u>における土地の価格の特例) 第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>平成28年度分又は平成29年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地であって、平成29年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固	(<u>平成31年度又は平成32年度</u>における土地の価格の特例) 第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>平成31年度分又は平成32年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、平成32年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固

定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。	定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。
(宅地等に対して課する<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例)	(宅地等に対して課する<u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例)
第12条 宅地等に係る<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。	第12条 宅地等に係る<u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。
2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額	2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額

(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合**にあつては**、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る**平成27年度から平成29年度まで**の各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合**にあつては**、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る**平成27年度から平成29年度まで**の各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、**当該**

(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合**には**、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る**平成30年度から平成32年度まで**の各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合**には**、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る**平成30年度から平成32年度まで**の各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、**前年**

課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。	度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。
(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例) 第13条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に	(農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例) 第13条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に

掲げる負担水準の区分に応じ同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 (略)	掲げる負担水準の区分に応じ同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 (略)
(特別土地保有税の課税の特例) 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>平成30年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をい	(特別土地保有税の課税の特例) 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する<u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>平成33年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をい

う。)に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 (略)	う。)に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 (略)
(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第17条の2 (略) 2 (略) 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から 第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5 の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しない者とみなす。	(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第17条の2 (略) 2 (略) 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から 第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9 の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しない者とみなす。

かすみがうら市税条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
(たばこ税の課税標準) 第94条 (略) 2 (略) 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.8</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.2</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.2</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 4～10 (略)	(たばこ税の課税標準) 第94条 (略) 2 (略) 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 4～10 (略)

附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2～9 (略) 10 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 11 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 12 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(平成30年法律第 号)第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等にあつては0とする。	附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2～9 (略) 10 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 11 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 12 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(平成30年法律第 号)第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等にあつては0とする。
--	--

かすみがうら市税条例 新旧対照表(第3条関係)

改正前	改正後
(たばこ税の課税標準) 第94条 (略) 2(略) 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)及び(2) (略) (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応	(たばこ税の課税標準) 第94条 (略) 2(略) 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)及び(2) (略) (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応

じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号) 附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び第95条に規定するたばこ税の税率並びに一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率のそれぞれを1,000で除して得た金額の合計額)を100分の60で除して計算した金額(第7項第2号において「紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額」という。))をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法 4～10 (略)	じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号) 附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び第95条に規定するたばこ税の税率並びに一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率のそれぞれを1,000で除して得た金額の合計額)を100分の60で除して計算した金額(第7項第2号において「紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額」という。))をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法 4～10 (略)
(たばこ税の税率) 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき 5,692円とする。	(たばこ税の税率) 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき 6,122円とする。

かすみがうら市税条例 新旧対照表(第4条関係)

改正前	改正後
(たばこ税の課税標準) 第94条 (略) 2 (略) 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻た	(たばこ税の課税標準) 第94条 (略) 2 (略) 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻た

ばこの本数の合計数によるものとする。 (1)及び(2) (略) (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び第95条に規定するたばこ税の税率並びに一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率のそれぞれを1,000で除して得た金額の合計額)を100分の60で除して計算した金額(第7項第2号において「紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額」という。))をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア (略) イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこたばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号^ロ及び第4項の規定の例により算定した金額 4～10 (略)	ばこの本数の合計数によるものとする。 (1)及び(2) (略) (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額(たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定するたばこ税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び第95条に規定するたばこ税の税率並びに一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率のそれぞれを1,000で除して得た金額の合計額)を100分の60で除して計算した金額(第7項第2号において「紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額」という。))をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア (略) イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこたばこ税法第10条第3項第2号^ロ及び第4項の規定の例により算定した金額 4～10 (略)
(たばこ税の税率) 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき6,122円とする。	(たばこ税の税率) 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき6,552円とする。

かすみがうら市税条例 新旧対照表(第5条関係)

改正前	改正後
(製造たばことみなす場合) 第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその	(製造たばことみなす場合) 第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその

他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条<u>及び次条第3項第1号</u>において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。	他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。
(たばこ税の課税標準) 第94条 (略) 2 (略) 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>第1号</u>に掲げる方法により換算した<u>紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した</u>紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 <u>(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法</u>	(たばこ税の課税標準) 第94条 (略) 2 (略) 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>次</u>に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(2) 及び (3) (略)

4 第2項の表の上欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合 **又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合**における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 **第3項第2号**に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 (略)

7 **第3項第3号**に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号7又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号7又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

(1) 及び (2) (略)

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの**第3項第3号7**に定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、

(1) 及び (2) (略)

4 第2項の表の上欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 **第3項第1号**に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 (略)

7 **第3項第2号**に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号7又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号7又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

(1) 及び (2) (略)

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの**第3項第2号7**に定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、

その端数を切り捨てるものとする。	その端数を切り捨てるものとする。
9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数について同項の規定により計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	
10 (略)	9 (略)

かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表(第6条関係)

改正前	改正後
附 則 (市たばこ税に関する経過措置) 第5条 (略) 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円 (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円 (3) 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円 3 (略) 4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等 (新条例第92条第1項)に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売	附 則 (市たばこ税に関する経過措置) 第5条 (略) 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る市たばこ税の税率は、条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円 (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円 (3) 平成30年4月1日から 平成31年9月30日まで 1,000本につき4,000円 3 (略) 4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等 (条例第92条の2第1項)に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売

業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5～12 (略)

13 **平成31年4月1日**前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には

業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5～12 (略)

13 **平成31年10月1日**前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品(これらの者が卸売販売業者等である場合に

市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき**1,262円**とする。

- 14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月20日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
(略)		

は市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき**1,692円**とする。

- 14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月20日	平成31年10月31日
第6項	平成28年9月30日	平成32年3月31日
(略)		

かすみがうら市国民健康保険条例 新旧対照表

改正前	改正後
(基金) 第11条 国民健康保険の 診療報酬の支払の円滑化及び 保健事業の充実強化を図り、財	(基金) 第11条 国民健康保険の 事業費納付金及び保険給付費の支払の円滑化並びに 保健事

政の健全な運営に資するため国民健康保険支払準備基金(以下「基金」という。)を設置する。	業の充実強化を図り、財政の健全な運営に資するため国民健康保険支払準備基金(以下「基金」という。)を設置する。
	附 則 <u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u>

かすみがうら市国民健康保険税条例 新旧対照表

改正前	改正後
(課税額) 第2条 (略) 2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>54万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>54万円</u>とする。 3及び4 (略)	(課税額) 第2条 (略) 2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。 3及び4 (略)
(国民健康保険税の減額) 第27条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>54万円</u>を超える場合には、<u>54万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。 (1) (略)	(国民健康保険税の減額) 第27条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。 (1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ (略) (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ (略)	(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ (略) (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ (略)
(特例対象被保険者等に係る申告) 第28条の2 (略) 2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類を提示しなければならない。	(特例対象被保険者等に係る申告) 第28条の2 (略) 2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。
	附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。 (適用区分) 2 この条例による改正後のかすみがうら市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(対象者) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、市の区域内に住所を有する者で、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律又は規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療に関する給付を受けることができるもの(かすみがうら市の区域外に住所を有する者で、国民健康保険法第116条の2の規定によりかすみがうら市が行う国民健康保険の被保険者となる者 <u>及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条</u>の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者であって、かつ、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第9条の規定によりかすみがうら市がその保険料を徴収する被保険者を含む。)のうち、前条各号のいずれかに該当するものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。	(対象者) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、市の区域内に住所を有する者で、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律又は規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療に関する給付を受けることができるもの(かすみがうら市の区域外に住所を有する者で、国民健康保険法第116条の2の規定によりかすみがうら市が行う国民健康保険の被保険者となる者 <u>又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条若しくは同法第55条の2</u>の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者であって、かつ、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第9条の規定によりかすみがうら市がその保険料を徴収する被保険者を含む。)のうち、前条各号のいずれかに該当するものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。
	<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。</u>

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(定義) 第2条 (略) (1) (略) (2) 小児 出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (3)～(5) (略)	(定義) 第2条 (略) (1) (略) (2) 小児 出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (3)～(5) (略)
(医療福祉費の支給) 第4条 市は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による医療に関する給付(入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下同じ。)が行われた場合において、その給付の額(これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、附加給付が行われた場合は当該附加給付額に相当する額を加えた額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則に定める手続に従い、その者に対しその満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法、その他の法令の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額(国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくはその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。)を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。	(医療福祉費の支給) 第4条 市は、対象者の疾病又は負傷(対象者が小児であり、15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の場合にあっては、入院による治療が必要となる疾病又は負傷に限る。以下同じ。)について国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による医療に関する給付(入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下同じ。)が行われた場合において、その給付の額(これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、附加給付が行われた場合は当該附加給付額に相当する額を加えた額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則に定める手続に従い、その者に対しその満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法、その他の法令の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額(国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは

2 前項の規定にかかわらず、対象者(重度心身障害者等を除く。)が健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項各号に定める病院又は診療所(以下この項において「保険医療機関等」という。)において医療を受けた場合<u>及び同法第88条第1項</u>に規定する指定訪問看護事業者(以下「指定訪問看護事業者」という。)による指定訪問看護を受けた場合は、前項の規定により支給する額(以下「支給額」という。)から保険医療機関等<u>及び指定訪問看護事業者</u>ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除するものとする。 (1) 入院以外の<u>医療及び指定訪問看護を受けた場合</u> 1日につき600円(1日の支給額が600円に満たない場合にあつては、その満たない額とし、同一月に同一の保険医療機関等<u>又は指定訪問看護事業者</u>において2回を限度とする。) (2) 入院の<u>医療を受けた場合</u> 1日につき300円(1日の支給額が300円に満たない場合にあつては、その満たない額とし、同一月に同一の保険医療機関等において3,000円を限度とする。) 3 (略) 4 第1項の医療に要する費用の額は、健康保険に関する法令の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費(健康保険に関する法令の規定による入院	その被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。)を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、対象者(重度心身障害者等を除く。)が健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項各号に定める病院又は診療所(以下この項において「保険医療機関等」という。)において医療を受けた場合、<u>同法第88条第1項</u>に規定する指定訪問看護事業者(以下「指定訪問看護事業者」という。)による指定訪問看護を受けた場合又は保険医療機関等以外のその他の者から手当を受けた場合は、前項の規定により支給する額(以下「支給額」という。)から保険医療機関等、<u>指定訪問看護事業者又は保険医療機関等以外のその他の者</u>ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除するものとする。 (1) 入院以外の場合 1日につき600円(1日の支給額が600円に満たない場合にあつては、その満たない額とし、同一月に同一の保険医療機関等、<u>指定訪問看護事業者又は保険医療機関等以外のその他の者</u>において2回を限度とする。) (2) 入院の場合 1日につき300円(1日の支給額が300円に満たない場合にあつては、その満たない額とし、同一月に同一の保険医療機関等において3,000円を限度とする。) 3 (略) 4 第1項の医療に要する費用の額は、健康保険に関する法令の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費(健康保険に関する法令の規定による入院
--	---

時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。)の対象となる医療に要する費用の額(65歳以上の重度心身障害者等にあつては、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除いた医療、保険外併用療養費、医療費及び訪問看護療養費の対象となる医療に要する費用の額)とする。ただし、現に要した費用の額を超えることはできない。	時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。)の対象となる医療に要する費用の額(65歳以上の重度心身障害者等にあつては、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除いた療養の給付、保険外併用療養費、療養費及び訪問看護療養費の対象となる医療に要する費用の額)とする。ただし、現に要した費用の額を超えることはできない。
5 (略) 6 市は、対象者が規則に定める手続に従い市が契約した健康保険法第63条第3項各号に定める病院若しくは診療所又は薬局(以下この項において「保険医療機関等」という。)において医療を受けた場合、若しくは指定訪問看護事業者による指定訪問看護を受けた場合には、その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、又は当該指定訪問看護に関し指定訪問看護事業者に支払うべき費用をその者に代わり当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に支払うことができる。	5 (略) 6 市は、対象者が規則に定める手続に従い市が契約した健康保険法第63条第3項各号に定める病院若しくは診療所又は薬局(以下この項において「保険医療機関等」という。)において医療を受けた場合、指定訪問看護事業者による指定訪問看護を受けた場合又は保険医療機関等以外のその他の者から手当を受けた場合には、その者が当該医療、指定訪問看護又は手当に関し当該保険医療機関等、指定訪問看護事業者又は保険医療機関等以外のその他の者に支払うべき費用をその者に代わり当該保険医療機関等、指定訪問看護事業者又は保険医療機関等以外のその他の者に支払うことができる。
7 (略) (医療福祉費の支給制限) 第5条 (略) (1) 妊産婦にあつては、母子保健法第15条に規定する妊娠の届出のあった日において、その者若しくはその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の前年の所得(妊娠の届出日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とす	7 (略) (医療福祉費の支給制限) 第5条 (略) (1) 妊産婦にあつては、母子保健法第15条に規定する妊娠の届出のあった日において、その者若しくはその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の前年の所得(妊娠の届出日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とす

る。以下この号において同じ。)が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第1条に定める額に同条に規定する児童1人につき加算する額を加算した額(以下「基準額」という。)以上であるとき又はその者若しくはその者の配偶者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。 (2) 小児にあつては、出生の日並びに1歳の誕生日から<u>15歳</u>の誕生日までの間の誕生日において、<u>その父若しくは母</u>の前年の所得(出生の日及び当該誕生日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が基準額以上であるとき又は<u>小児の父母</u>を除く扶養義務者で主として小児の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。 (3)～(4) (略) 2～3 (略)	る。以下この号において同じ。)が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第1条に定める額に同条に規定する児童1人につき加算する額を加算した額(以下「基準額」という。)以上であるとき又はその者若しくはその者の配偶者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。 (2) 小児にあつては、出生の日並びに1歳の誕生日から<u>18歳</u>の誕生日までの間の誕生日において、<u>その者若しくはその者の配偶者又はその父若しくは母</u>の前年の所得(出生の日及び当該誕生日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が基準額以上であるとき又は<u>小児の配偶者若しくは父母</u>を除く扶養義務者で主として小児の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。 (3)～(4) (略) 2～3 (略)
	附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2号、第4条第1項及び第5条第1項第2号の改正規定は平成30年10月1日から施行し、第5条第1項第1号の改正規定は平成31年6月1日以後の支給制限について適用する。 (経過措置)

	<u>2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。</u>
--	--

かすみがうら市国民健康保険税条例 新旧対照表

改正前	改正後
(納期) 第16条 (略) 2 次条の規定によって課する国民健康保険税の納期は、納税通知書に定めるところによる。	(納期) 第16条 (略) 2 <u>第17条</u>の規定によって課する国民健康保険税の納期は、納税通知書に定めるところによる。
	<u>(税額の端数計算の特例)</u> <u>第16条の2 法第20条の4の2第6項本文の規定にかかわらず、普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税について、その納期限ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期限に係る分割金額に合算するものとする。</u>
	<u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>

平成30年かすみがうら市議会第2回定例会

市長提出議案集

〔追加提出〕

平成30年5月24日提出

かすみがうら市

目 次

1. 議案第 45 号 平成 3 0 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 2 号）	
	 1

議案第 4 5 号

平成 3 0 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 2 号）

平成 3 0 年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8, 0 7 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6, 7 5 1, 8 0 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 5 月 2 4 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰越金		162,942	8,072	171,014
	1 繰越金	162,942	8,072	171,014
歳入合計		16,743,735	8,072	16,751,807

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1, 847, 755	8, 072	1, 855, 827
	4 選挙費	90, 103	8, 072	98, 175
歳 出 合 計		16, 743, 735	8, 072	16, 751, 807

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,460,529	0	5,460,529
2 地 方 譲 与 税	226,000	0	226,000
3 利 子 割 交 付 金	7,320	0	7,320
4 配 当 割 交 付 金	21,984	0	21,984
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	22,346	0	22,346
6 地 方 消 費 税 交 付 金	706,957	0	706,957
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	100,000	0	100,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	35,000	0	35,000
9 地 方 特 例 交 付 金	15,000	0	15,000
10 地 方 交 付 税	3,450,000	0	3,450,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	7,138	0	7,138
12 分 担 金 及 び 負 担 金	213,515	0	213,515
13 使 用 料 及 び 手 数 料	53,484	0	53,484
14 国 庫 支 出 金	2,231,722	0	2,231,722
15 県 支 出 金	1,174,167	0	1,174,167
16 財 産 収 入	9,191	0	9,191
17 寄 附 金	14,351	0	14,351
18 繰 入 金	1,120,943	0	1,120,943
19 繰 越 金	162,942	8,072	171,014
20 諸 収 入	210,946	0	210,946
21 市 債	1,500,200	0	1,500,200
歳 入 合 計	16,743,735	8,072	16,751,807

4

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				特 定 財 源			一 般 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1 議 会 費	142,700	0	142,700						
2 総 務 費	1,847,755	8,072	1,855,827					8,072	
3 民 生 費	6,228,839	0	6,228,839						
4 衛 生 費	1,287,689	0	1,287,689						
5 労 働 費	28,182	0	28,182						
6 農 林 水 産 業 費	658,212	0	658,212						
7 商 工 費	429,134	0	429,134						
8 土 木 費	1,787,888	0	1,787,888						
9 消 防 費	938,123	0	938,123						
10 教 育 費	1,210,942	0	1,210,942						
11 災 害 復 旧 費	2	0	2						
12 公 債 費	2,154,269	0	2,154,269						
13 予 備 費	30,000	0	30,000						
歳 出 合 計	16,743,735	8,072	16,751,807					8,072	

2歳入

(款) 19繰越金

(項) 1繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1繰越金	162,942	8,072	171,014	1繰越金	8,072	前年度繰越金
計	162,942	8,072	171,014			

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
7 市議会議員補欠選挙費	0	8,072	8,072				8,072	1 報 酬	97	01 職員等人件費	1,325
								3 職 員 手当等	1,325	3 時間外勤務手当	1,325
								8 報償費	20	02 市議会議員補欠選挙事業	6,747
								9 旅 費	1	1 選挙管理委員長報酬	9
								11 需用費	1,734	1 委員等報酬	88
								12 役務費	87	8 氏名揭示点字作成謝礼	20
								13 委託料	1,522	9 委員等費用弁償	1
								19 負担金	3,286	11 消耗品費	1,160
								、補助 及び 交付金		11 食糧費	86
		11 印刷製本費	488								
		12 手数料	87								
		13 ポスター 掲示場設置及び撤 去委託	1,419								
		13 投票所開票所設営等業務委 託	103								
		19 市議会議員選挙公営負担金	3,286								
計	90,103	8,072	98,175				8,072				

給 与 費 明 細 表

1 特 別 職

(単位 千円)

区 分		職員数(人)	給 与 費					共 済 費	合 計
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他 の手当	計		
補 正 後	長 等	3		23,004	7,276 (3.15)	2,308	32,588	6,271	38,859
	議 員	16	52,620		16,642 (3.15)		69,262	20,011	89,273
	その他の特別職	1,977	113,273				113,273	635	113,908
	計	1,996	165,893	23,004	23,918	2,308	215,123	26,917	242,040
補 正 前	長 等	3		23,004	7,276 (3.15)	2,308	32,588	6,271	38,859
	議 員	16	52,620		16,642 (3.15)		69,262	20,011	89,273
	その他の特別職	1,977	113,176				113,176	635	113,811
	計	1,996	165,796	23,004	23,918	2,308	215,026	26,917	241,943
比 較	長 等								
	議 員								
	その他の特別職		97				97		97
	計		97				97		97

2 一 般 職

(1)総 括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	380		1,488,925	1,059,001	2,547,926	466,768	3,014,694
補正前	380		1,488,925	1,057,676	2,546,601	466,768	3,013,369
比 較				1,325	1,325		1,325

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当	地域手当
	補正後	47,357	352,835	244,053	16,830	25,077	70,716	3,412	50,292	2,050	31,898	7,501	205,090	1,890	666
	補正前	47,357	352,835	244,053	16,830	25,077	69,391	3,412	50,292	2,050	31,898	7,501	205,090	1,890	666
	比 較						1,325								

平成30年かすみがうら市議会第2回定例会

市長提出議案集

〔追加提出〕

平成30年6月8日提出

かすみがうら市

目 次

1. 議案第 46 号 かすみがうら市教育委員会教育長の任命について
(大山 隆雄) 1

議案第46号

かすみがうら市教育委員会教育長の任命について

かすみがうら市教育委員会教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第１項の規定により、議会の同意を求める。

平成30年6月8日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

1 住 所

2 氏 名 大 山 隆 雄

3 生年月日